

独立行政法人国立病院機構福山医療センター倫理審査委員会設置規程

(目的)

第1条 独立行政法人国立病院機構福山医療センター（以下、「福山医療センター」という。）における臨床研究等を適正に推進するために、「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」（令和3年文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第1号）（以下「倫理指針」という。）及び「独立行政法人国立病院機構臨床研究等倫理規程」（平成16年規程第61号）（以下「国立病院機構倫理規程」という。）に基づき、福山医療センターに独立行政法人国立病院機構福山医療センター倫理審査委員会（以下「倫理審査委員会」という。）を設置する。

(定義)

第2条 この規程における各用語の定義は、特に定める場合を除き、国立病院機構倫理規程に定めるところによる。

(責務)

第3条 倫理審査委員会の長（以下「委員長」という。）は、研究代表または研究責任者から審査を依頼された、受託研究以外の生命科学・医学系研究医学系研究のうち、倫理指針に基づいて実施される医学系研究及び医療行為について審査を行い、必要な意見を研究責任者等に文書で通知する。

(組織)

第4条 倫理審査委員会は、福山医療センター院長（以下「病院長」という。）が指名する者をもって組織する。

(事務局)

第5条 倫理審査委員会の事務局は庶務班長及び臨床研究部事務助手をもって構成する。

(運営等)

第6条 倫理審査委員会の運営等については、病院長が別に定めるところにより行う。

(雑則)

第7条 この規程に定める他、この規程の実施に当たって必要な事項は院長が定める。

附 則

(施行期日) この規程は、平成27年5月15日から施行する。
この規程は、令和3年9月1日から一部改正する。